

## 「魚の国のしあわせ」推進会議 設置要綱

### 1. 目的及び設置

「魚の国のしあわせ」プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）は、国民の「魚離れ」を食い止め、周囲を海に囲まれ、多様な水産物に恵まれた日本に生活する幸せを、5つのコンセプト（味わう、感じる、楽しむ、暮らす・働く、出会う）により、国民の皆様実感していただくため、生産者、水産関係団体、流通業者や行政等、水産物に関わるあらゆる方々が一体となって、水産物の消費拡大を推進することを目的とし、プロジェクトの推進のため、「魚の国のしあわせ」推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### 2. 推進会議の事務

推進会議は、次の事務を行う。

- (1) プロジェクトの運営方針の決定
- (2) 推進会議委員からの提案等の実現に向けた検討
- (3) 推進会議委員からの提案等に関する助言及び指導
- (4) (2) の検討のための専門部会の設置

### 3. 推進会議の構成等

- (1) 推進会議は、水産物の生産、加工、流通、販売及び消費等に関する知識・経験を有した者をもって構成する。
- (2) 推進会議委員の任期は平成30年3月31日までとする。ただし、推進会議委員または事務局から申し出がない場合は、任期を1年間延長する。

### 4. 推進会議の開催

推進会議は、6. に定めるプロジェクト事務局が招集する。

- (1) 推進会議は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、持ち回りにて開催することができるものとする。
- (2) 推進会議は、推進会議に出席した委員（(1) のただし書きの場合にあっては全ての委員）の過半数の賛成により議決する。
- (3) 推進会議には、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。
- (4) 推進会議の資料等は原則として公開する。

### 5. 専門部会

- (1) 課題等の検討を行うため、推進会議の決定に基づき、プロジェクトに部会を設置することができる。
- (2) 部会の効率的な運営のため、推進会議及び事務局は、部会ごとに、参加にあたって条件を付すことができる。

## 6. 推進会議の事務局

- (1) 推進会議の庶務等を行うため、事務局を水産庁漁政部企画課に置く。
- (2) 事務局と推進会議委員との連絡は原則として電子メールによるものとする。

## 7. 責任範囲

- (1) 推進会議及び事務局は、本要綱に定める以外に何らの責任を負わないものとし、プロジェクトの各種取組に参加している者（以下「プロジェクト参加者」という。）間での情報交換、共同プロジェクトの実施、直接商談、取引ないし契約等は、当該プロジェクト参加者が自己の責任において行うものとし、推進会議及び事務局は何らの保証または責任を負わないものとする。
- (2) プロジェクト参加者の違法行為または第三者の権利の侵害が、当該プロジェクト参加者の責に帰すべき事由により発生した場合は、その参加者の責任において一切を処理するものとする。

## 8. 著作権

- (1) プロジェクト参加者が、参加に際し新たに作成した著作物及び従来から有する著作物の著作権については、当該プロジェクト参加者に帰属するが、当該プロジェクト参加者が許諾する範囲内において、事務局及び他のプロジェクト参加者は、これを利用することができる。
- (2) プロジェクト参加者間で共同で本会に参加するにあたり新たに作成した著作物の著作権は、当該プロジェクト参加者は、これを利用することができる。
- (3) (2) に定める著作物中に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物の作成者は、事務局及び他のプロジェクト参加者による使用に支障がないよう必要な措置を取るものとする。

## 9. 知的財産権等

本会の運営に際して新たに生じた発明、考案、意匠、アイデア、ノウハウ等（以下「発明等」という。）に係る権利（以下「知的財産権等」という。）の取扱は、次に定めるとおりとする。

- (1) 発明等に係る知的財産権等は、原則として当該発明等を創作した者に帰属する。他のプロジェクト参加者が当該知的財産権の利用を求めた場合、利用実施の方法等については当事者間で協議して定めるものとする。
- (2) 発明等が共同の創作に係る場合は創作者間での共有とし、その持分その他手続等については共有者間で協議して定めるものとする。

## 10. 個人情報の取扱い

- (1) 事務局及びプロジェクト参加者は、相手方の保有する個人情報の委託または提供を受ける場合、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。その後の改正を含む。以下同じ。）、これに関連する法令及びガイドラインを遵守し、

当該個人情報を保護するものとする。なお、本規約において「個人情報」とは、同法第2条第1項記載の意味を有す。

(2) 個人情報の開示者は、当該個人情報の取得、使用等につき「個人情報の保護に関する法律」、これに関連する法令及びガイドラインを遵守するものとする。

1 1. 要綱の改訂

本要綱は、必要に応じて事務局にて改訂し、推進会議委員に報告するものとする。

1 2. 附則

本要綱は、平成25年5月31日から施行する。

平成24年7月31日付け施行の魚の国のしあわせプロジェクト規約及び「魚の国のしあわせ」推進会議設置要領は廃止する。

本要綱の一部改正は、平成29年8月22日から施行する。